

第9回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後2時00分から午後2時42分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

農業委員

1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文

4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明

7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 10番 山崎 公江

11番 米山 義一 12番 小俣 民男 13番 和田 廣行

14番 佐藤 孝義

4 欠席委員

9番 矢頭 恵造

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第7号 転用確認証明交付に対する報告。

日程第4 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 主任 岡部 啓三

7 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただ今から始めたいと思います。それでは、互礼を行いたいと思います。ご起立願います。

相互に礼。ご着席ください。

それでは、ただ今より令和元年第9回農業委員会委員会総会を開催致します。

会長あいさつ、志村会長お願いします。

会長 暑さ寒さも彼岸までと申しますが、実りの秋、収穫の秋の何かと忙しい中、令和元年の第9回の大月市農業委員会にご主席ご苦労様でございます。

過日はうぐいすホールにおきまして、研修会に参加頂きまして重ねて御

礼を申し上げます。

研修内容につきまして、気の付いた点を一寸申し上げたいと思いますが、事務局からも資料が出ておりますけれど、私なりに気の付いた点を申し上げますが、現在、委員の皆様が実施されている利用状況調査によりまして、そこから展開して農地に関する意向調整活動を実施し、その記録、報告、検討会の開催などを実行せよと言う様な指摘がございました。

大月市からすると、大変厳しく突っ込んだ推進活動を行わなくてはならなくなってきたなど実感した次第であります。

しかし、まずは今実施しております農地パトロールの調査を速やかに完了しまして、報告書の提出をお願いすることから第一歩だと思って居ます。

まだまだ暑い日が続くようでございますが、体調管理をして頂きまして調査の方を宜しくお願い致します。

本日は議題が報告事項と言う事でございますが、事務局の方から太陽光の話も出てくると思いますので、この会がスムーズに行きますよう宜しくご協力頂きまして挨拶といたします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、〇〇委員が少し遅れてくるようで御座いますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

会議を開始するに当たりまして、委員の皆様をお願いを申し上げます。

会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行に、ご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

14番 佐藤 孝義 委員、3番 山田 政文 委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

- 議長 続きますして、日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
【異議なしの声】
異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

- 議長 日程第3、報告事項。
報告第7号について、事務局に説明を求めます。
- 事務局 報告事項の前に、本会議の開催通知には、農地法第4条の議題が有りましたが、書類が整わない等のため、ここでの付議は見送り、次回以降に回したいと思います。
内容については、その他のところでお話したいと思います。
報告事項についてご説明いたします。今回転用確認証明書の発行は2件でした。
2ページの写真を併せてご覧ください。
所在地は〇〇〇〇、申請者は〇〇〇〇、太陽光発電施設と言う事で現地を確認し証明書を発行致しました。
2番については、同じく〇〇〇〇、申請者は〇〇〇〇、転用目的は1番の太陽光発電施設のための進入路と言う事で、その砂利の部分を通して太陽光に入ると言う事で確認し、証明書を発行致しました。
以上報告いたします。
- 議長 この件について、質問・ご意見はございますか。
無いようですから、次に参ります。

日程第4 その他

- 議長 日程第4その他を議題と致します。
委員の皆様から何かございますか。
それでは事務局からございますか。

事務局

別刷りになっております資料をご覧ください。

今回申請が有ったと言う事でございますけど、その申請が営農型太陽光発電施設と言う事で、今までにない申請でしたので、いずれまた出てくる可能性が非常に有りますので、営農型発電施設について少しここで説明をしておきたいと思ひまして資料を作っておきましたのでご覧ください。

営農型発電施設というのは、地上で農業を行って、その上に太陽光パネルを作って発電する方式と言う事で、農業だけではなく太陽光としての収入も得られると言う事で、農水省でも推奨というか紹介をしている新しい形の太陽光です。

利点は、営農による利益と発電による利益の両方が見込まれると言う事と、地目は農地のままであるので農振農用地でも作る事が可能と言う事です。

固定資産税の関係も聞きましたけど、固定資産税も農地のままで有ると言う事でありました。

そういう事で何か良いような形にも見えます。ただ特徴として農地と言う事ですので、取り外しが可能な簡単な設置である事、土台がコンクリで固めると言う様な事は出来ない、それから3年から10年の一時転用であると言う事で、もちろん更新は出来るのですが、それが終了したら元の農地に戻さなければいけないと言う事です。

地上で農作業ができるよう、農業用機械が入れるような2m以上の高さのパネルでないといけないと言う事で、下が簡単な取り外し可能な土台で上が高さ2m以上と言う事ですので、中々技術的に難しい部分も有ると言う事です。

注意点といたしましては、営農されると言う事が最優先であるために正しく営農がされていないと撤去または一時転用の更新がされないこと、それから富士東部地区ではまだ〇〇〇で1件有っただけと言う事で、審査が一寸難しいと言う事を言っていました。

2枚目の所に写真が有りますけど、その様な高さの所にパネルを作ったその下で、日の当たるような構造にして農業をすると言う事です。

県内では〇〇〇は1件と言う事ですけど、国中の峡東地区で、何件かあるという話を聞きましたが、あまり見たことがないです。

下が葡萄とかだったら高くないので、パネル設置ということで可能かなと思うのですけど、今回は〇〇の地区で面積は〇〇〇㎡と結構広い所で、下で柚子を栽培して3mの架台を作って設置したいという申請が有りました。

一番大事な資金繰りが未だ出来ていないと言う事と、県の方では柚子を片手間に作るだけでは営農と言う風には認められないので、本格的な栽培の計画でないと認められないという話で、そこから先は申請者との話になるのですけど、一応こんなところら有りまして、申請が有りましたので、1回会長と地区の担当の〇〇委員と共に現地の視察は済ましてありますが、こんな申請が有ったと言う事で、新しい形の太陽光と言う事で紹介がてら出しておきました。

何かご質問が有ったら聞いていただければと思います。

佐藤委員
事務局

柚子だと背が高くなるが、ブルーベリー等はどうか。

何でも良いのですけど、其れでなければ駄目と言う事はないのですけど、柚子は勿論高くなってしまうので、3mの架台だと下を切って低木の形でないと出来ないと、技術的にも剪定技術が必要出会うと言う事で、素人が柚子を作ると言う事では駄目と言う事です。

専門的な人の指導を仰いでくださいという話があります、したがって作るものは何でもいいそうです。

議長

この件で〇〇の会長が県に行った時にその話が出まして、〇〇の病院の近は農振地区なのですけど、その一部に畑の所にやりたいという業者がいて、其れを何とか停めたいと言う事で、1人がやりだすと全部という可能性が有るので、そこはブルーベリーと言っていました。

それは2ヶ月くらい前の話ですから、その後どうなったかと聞いてみたら、事務局の方で止めていると言う事でした。

出来るだけさせないという方向を作りたい。一つ例を作ると全部と言う事になるからと言っていました。

仮設みたいなちゃんな架台で大丈夫なのかな。

事務局 確かに風に弱そうですね上に高いだけに、仮設でないと終わったら農地に戻すと言う事が前提ですので、今はスクリーンで刺しているのも、技術的にはそれで何とかできるという様な計画だと思います。

こんな申請が一寸ありましたので、今度色々出てくるかもしれませんけど、こういう形の太陽光と言うのも有りますので、ご承知しておいてもらえればと思います。

佐藤委員 違う質問なのですが、安全安心な農業と言う事で、私、大月に来て7年になるのですが、稲作を辞めた人がここで物凄く居るのですね、何故かと言うとイノシシに入られてやる気がなくなった。

狩猟免許を持っている人の把握とかはそういうことは確認していますか、補助はどの位とった時出ますか。

課長 私、有害鳥獣実施隊をしているのですが、基本的にイノシシも何でもそうなのですが、罠の資格が無いとだめですよ、実際には罠に掛っても、殺さなければならぬのですが、殺すのは罠の免許だけでは殺せないのです、撃つなり水に入れるなり資格が必要となるのですけど。

資格のある人しかできないので、猟友会に市の方から依頼をして罠をかけて貰っています。

でも、中々其処で捕まらないと言う事が現状で、捕ったらイノシシは〇千円か〇千円かはっきりしませんが、全部には出ないで決められた頭数分しか出ません。

米山委員 出るという話にはなっているが個人には回ってこない。

猟友会に報告することによって、猟友会に入っていなければ来てくれないのですよ、ここが難しいところ。

個人で免許を取りました、罠を市から借りました、掛けました、捕りました、猟友会に電話しても難しいです。

猟友会に入っていなければ、其れなりの処置はしてくれない。

ここが難しいところですね。

課長 補助が今は山梨県でも林務から出たり、農務から出たり色んなところから補助金が出ているから猟友会の会計が難しくなっている。

それを全部ストックしてどう渡しているのか支部によって別々です。

佐藤委員 罾の補助と言うのは出るのですか、罾は一つ〇千円位するそうです。
課 長 補助と言うのは出ないですね。

周りを柵で囲うのは10万円まで出ます。

佐藤委員 逃げられて、一度でその罾は駄目になってしまい〇千ペアになってしま
まう。

米山委員 〇千の罾はウリボウか一寸した罾の大きさなので、大きいのだと〇〇
万円とかするのですね。

大きいのを捕るのには、やはり大きい箱罾でなければかからないので
すよ、かけて1年ぐらいは正直言ってかからないのですよ、私も3年の
間に5・6頭捕ったけれど、最初の2年ぐらいは全然かからないです。

イノシシと知恵比べになります。

大きい罾も中の餌を取って、お尻はまだ逃げられる体制で食べるので
すね、ただ下へ落ちていても背中に当たってそのまま逃げていくケース
が多いのですよ、ですから何回か掛けている内に色々此方も知恵を絞っ
てかけているのですが、罾を掛けない事には中々掛らないですね。

佐藤委員 資格者は確認している。

課 長 全部名簿はうちで持っています。罾を持っている人、銃を持っている
人も全部あります。

佐藤委員 箱罾と言うのはわりとかからない、今までやってみて。

課 長 ハクビシンとも捕まえてしまうのですけど、捕まえていいものと悪い
物が有りますので、普通の人はその中々解らないのでみんな捕まえて
殺しているのを見つかるとう怒られます。

佐藤委員 補助は全て出ないけど、どの位まで出るのですか。

課 長 直接捕まえてもその人には補助は出ないので、猟友会にお金は入りま
すけど。

後、補助は周りを囲う電柵とかそういう物に対して出ます。

米山委員 先日、高木さんと言う方が、田圃が4枚ありまして、2反分の田圃が
有りました。

その田圃を植えているのですが、4頭位が何時も遊んでいると言う事
で、自分で罾をかけていたのですが、農済で調査に行ったらほとんど90%

以上、上の2枚、下の2枚が50%被害が有ってこれはもう一寸駄目だねと言う事で、本人も何時も出ていて今1匹かかっているという状態なのです、くくり罠と言って足をくくる罠で、あちらこちら暴れて動けない状態で笹に絡まっていたという状態で、もう来年は作らないという話を聞いています。

川の手前に〇〇〇〇さんと言う名義で4枚同じ様に作っているのですが、それも先日伺って調査したのですが、毎年行っているのですが確かに色んなイノシシが荒らしてしまって4枚広い田圃を作っているのですが、あそこもう話を聞いたのですがもう今年だけだと言う事でした。

それだけ被害があちこちで出ているので、その対応を如何したらいいかいい機会ですのでここで良い意見が有ったら出して貰えたら良いと思います。

免許を取って罠をかけても捕っても、結局は罠の免許だけでは殺せないから猟友会に頼む、猟友会に頼んでも、猟友会も電話が来るのを待っている訳では無いから、一応猟友会に入ってくれば優先的と言う事もあるが、猟友会に入れば年に〇万円かかる、毎年〇万円と言うお金を出して居るのです、〇万円肉を買ったらいい肉が買えると笑い話をした。

そういう関係で入ってかかったよと言う事で捕って貰って、またその肉をどうするかという問題も出で来るのですよね、猟友会は確かに鉄砲なりでやってくれるのですが、うるさいところは警察官が立ち会わないとそれが出来ないのですよ、警察官立ち合いでないと民家から離れていないと、山の上だったら良いけれどイノシシがみんな民家の近くに居るので、そこにも問題が有ってうっかり警察にでも通報されると免許取り上げになる可能性もあるから、中々猟友会としても簡単に銃を使えないからナイフでやるようになる。

色んな殺傷の方法が有るのだけれど、殺傷したらその肉を持って行ってくれるかと言うと今度そこが問題となる。

殺したけれども、その肉を置いていく可能性があるね、最初の1頭位は切って、片足くらいずつは皆に配るけどあとは欲しいところにやってくれと行って帰られる。

そうすると、今度それを貰っても処分に困るよね、基本的には穴を掘ってそこに埋めてくれと言うのが普通の免許を取るときの進め方なのでね。

中々穴を掘って、1頭大きいのだと80kg位有るのですが、其れを埋めると言う事は大変な事なのね、だからイノシシを捕ると言う事は非常に難しい。

前、私も機会有る毎に前の市長の時も、とにかく捕るだけは捕るから市も担当者を決めてくれと、そういう職務を作ってくれないかと何度か市長に公の場でも話しました。

その話もそんなに進んでないけれども、一応1頭イノシシを捕って処分すると言う事は大変な事なのですね。

その辺も含んで頂いて検討が必要だと思いますね。

佐藤委員 簡単に殺してあれすると愛護団体が出てくるからね、また厄介だよな。
課 長 イノシシ、鹿は愛護団体関わらないので、それは殺して良い事になっています。熊は駄目です。

さっきの話で猟友会で処分できないで困っているの、丸田の森の焼却場に持って行っていいと言う事が此処で決まったので、その処分費を市が見なさいと言う話が合って、其れが来年予算化できると思います。

本当に捨てる場所が無くて困っているのですよ。

佐藤委員 罾の補助は出ない。

課 長 罾の補助は出ないです。

米山委員 罾を借りる契約をちゃんとしておかないと、私も罾を市から借りて5・6年になりますが、借りるのに前の人からやっとな都合をつけて貰って借りている。

今、10個貸し出しをしていると聞いている。

佐藤委員 私が来てから小田の所で5件田圃を辞めている。

割と広い土地だけだね。

課 長 今、里芋がやられている被害が非常に多い。

もう一寸でとれるのに、ぐずぐずうにやられてしまう。

佐藤委員 10万と言う補助はどういう事。

課 長 柵を作るのに、かかる費用の半分で20万使ったら10万円と言う補助です。

それはもう使っている人がいます。

面積は10アールです。30mまっかく位囲わないとだめです。

猿に関しては、今群れの調査をしたりして、何処と何処にいてこういう風に大きい檻をかけて捕まえましようとしているのですが、イノシシとか鹿は行動範囲が広くて中々やりようがない。

あとは山を綺麗にするのが抜本的に一番なのですけど、その手間が出ないです。

山裾まで刈り込んでいると中々出て来ないので、今一寸藪があるとそこから入ってきてしまう。

議 長 共済の補助と言うか保証金はどの位出るのでですか。

米山委員 それは被害の状況に応じて、1反分なら通常でどれ位採れるかという事で、そんなに期待するほどではないが3割出るかどうか。

議 長 収穫金額の。

米山委員 そうですね、掛け金が少ないから、掛け金が何万のする掛け金でないので、1反分〇千円位いなのですよ、其れに合った保証金ですから全滅でもびっくりするほどは出ない。

もう一つ今、豚コレラと言うのが流行っていて、昨日の新聞に長崎知事が山梨県でも全面的に網を張って、とにかくイノシシを入れないように各市町村に通達を出すという風に新聞に出ていたのですよ。

その補助が来れば大月市でも多少は。

課 長 一番最初は豚舎を囲うのです。豚小屋の周りを囲うのです。

米山委員 助成金を貰ったりすると、8年間は転用が出来なくなる。

課 長 今行っている〇〇とか、圃場を作ってしまうと転用は一切できなくなる。

議 長 結論は出ませんが、事例はこういう事で役所方をお願いをするという事で。

事務局 先程、営農型太陽光施設の資料の3枚目になりますけど、一寸ご覧下さい9月14日に富士東部の農業委員・最適化推進委員等研修会の報告

です。

欠席された方は封筒をお配りいたしましたけど、その中に資料が入っております。

研修内容は3つで、人・農地プランの実質化をと言う事ですけど、中々人・農地プランと言う話をされてもピンとこなかった方も多かったと思います。

大月市では、〇〇の〇〇〇〇と〇〇の〇〇〇〇でこのプランを作っていると言う事なのですが、これは農業者が地域の農業について話し合い市が公表すると言う事なのですが、これは農林業担当の方でこの人・農地プランと言うのを設定して公表をしていると言う事で、中々形だけのものに今までなっていたのを何とか実質的にして欲しいという話でありました。

また、担当の方で話し合いをする様な計画が有りましたら農業委員の皆様もご協力を頂きたいという事です。

一応大月市は2ヶ所で人・農地プランが作られていることをご承知おき下さい。

農地の中間管理機構についての話が一寸ありましたけれど、大月市内で貸し付けは今の所3件と言う事で、〇〇で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇で〇〇〇〇それから〇〇で酒米を作っている〇〇さんに貸していると言う事で今現在です。

これについては又、課長の方進めている地区も有りますので、またお話が出来たらとは思って居ます。

農地の利用調査活動をしてくれと言う事が有りましたが、出来る所からと言う事で、今現在農地パトロールで回っているので要望を得られていると思います。

農地の意向とか後継者の有無などについて、調査票にも有りますけど出来る範囲で結構ですので掴んでいる情報が有りましたら、ご記入頂ければと思います。

最後のページは年に1回の会計報告をしておりますが、監査は時間が無くてしておりませんが、8月末までの残高の状況です。

農業委員会大会が11月14日に有ります、甲府の甲斐テラスで毎年やっているものですが、また今年も乗り合わせと言う形になりますので座席の都合も有りますので早めのご計画をお願いしたいと思います。

私の方からは以上です。

課長 大月市では、〇〇〇〇さんをお願いして玉ねぎを出してハンバーグを作っているのですが、明日の午後1時半から栽培の説明会をやるので関心が有る方はお願いします。

例年作っている方も毎年出しているけど新しい方と言う事ですけど、買い取り値段が安いとか色々問題があってあまり増えないというのが現状ですけどもし興味が有りましたらお願いします。

議長 それでは他に何かございますか。

山田委員 今回の買い取りか価格ですが、売った人に聞いたら10kg〇〇〇円の心算だったけど、実際には〇〇〇円にしか成らなかった。

課長 また聞いておきます。

山崎委員 10.5で入れてなかったのでは、10.5で入れて下さいと言うのを10kg入れたので差し引いたのではないのでしょうか。

悪いところとか廃棄の所が出るので、正味で10kgと言う事です。

議長 その他ございますか。ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。 議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第9回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。